

使用禁止物質リスト

IDECファクトリーソリューションズ株式会社
Ver.3.2

No.	環境負荷物質	含有濃度閾値	主な法規制	用途・使用例
1	カドミウム及びその化合物	100ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	顔料、電子材料、めっき、蛍光灯、電極、亜鉛めっき、電池
2	六価クロム化合物	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	顔料、触媒、めっき、染料、表面処理
3	鉛及びその化合物	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC) ・REACH Annex X VII (制限物質)	顔料、塗料、電池材料、光学材料、X線遮蔽、はんだ材料、めっき、合金、樹脂添加剤、電池
4	水銀及びその化合物	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	蛍光灯、電気接点材料、顔料、抗菌処理、電池
5	四重金属(カドミウム、鉛、六価クロム、水銀) 包装材中	合計で100ppm未満	・包装及び包装廃棄物に関する指令(94/62/EC)	塗料、顔料
6	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC) ・REACH Annex X VII (制限物質)	難燃剤
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC) ・REACH Annex X VII (制限物質)	難燃剤
8	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	※RoHS2 ポリ塩化ビニル(パッキン、電線外被)の可塑性剤
9	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	※RoHS2 可塑性剤(接着剤、印刷インクの添加剤)
10	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	※RoHS2 樹脂、シーリング材、アクリル塗料の可塑性剤
11	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm未満	・RoHS指令(2011/65/EC)	※RoHS2 可塑性剤(セルロイド、ネイルポリッシュ、爆発物、塗料製造)
12	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満(スズ含有濃度)	・化審法(日本)第一種特定化学物質 ・REACH Annex X VII (制限物質)	防錆剤、抗かび剤、防汚塗料顔料、塗料、防錆剤、発泡剤
13	トリブチルスズ類(TBT類) トリフェニルスズ類(TPT類)	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満(スズ含有濃度)	・化審法(日本)第二種特定化学物質 ・REACH Annex X VII (制限物質)	防錆剤、抗かび剤、防汚塗料顔料、塗料、防錆剤、発泡剤
14	ポリ塩化ビフェニール類(PCB類)	意図的添加禁止 かつ50ppm未満	・化審法(日本)第一種特定化学物質 ・REACH Annex X VII (制限物質)	絶縁油、電気絶縁材、可塑性剤、塗料溶媒
15	ポリ塩化ターフェニル(PCT類)	意図的添加禁止 かつ50ppm未満	・REACH Annex X VII (制限物質)	絶縁油、電気絶縁材、可塑性剤、塗料溶媒
16	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	意図的添加禁止	・化審法(日本)第一種特定化学物質	潤滑材、絶縁材、合成ゴム原料、塗料
17	短鎖型塩化パラフィン	意図的添加禁止 かつ50ppm未満	・REACH Annex X VII (制限物質)	グリス、金属加工油、可塑性剤、難燃剤
18	アスベスト類	意図的添加禁止 かつ1000ppm未満	・安衛法(日本)製造禁止物質 ・REACH Annex X VII (制限物質)	絶縁体、充填材、断熱材、顔料、塗料
19	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	意図的添加禁止かつ 特定アミンとして30ppm未満	・REACH Annex X VII (制限物質)	顔料、染料、着色料
20	オゾン層破壊物質	意図的添加禁止	・オゾン層保護法 ・モントリオール議定書	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
21	放射性物質	意図的添加禁止	・原子炉等規制法	測定装置、検出器
22	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS類)	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満	・化審法(日本)第一種特定化学物質 ・ストックホルム(POPs)条約	防水剤、メッキ前処理、泡消火剤、感光剤
23	ジブチルスズ類(DBT類) ジオクチルスズ類(DOT類)	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満(スズ含有濃度)	・REACH Annex X VII (制限物質)	樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒

No.	環境負荷物質	含有濃度閾値	主な法規制	用途・使用例
24	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加禁止	・化審法(日本)第一種特定化学物質	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤、プラスチック建材
25	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	0.1ppm未満	・欧州委員会決定の緊急法規 2009/251/EC	防湿材、防カビ剤
26	ホルムアルデヒド	気中濃度0.1ppm未満	・ドイツ 化学品禁止規則 ・デンマーク ホルムアルデヒド規制	
27	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加禁止	・化審法(日本)第一種特定化学物質	
28	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD又はHBCDD)	意図的添加禁止	・ストックホルム条約(POPs条約)	難燃剤(発泡ポリスチレンとポリウレタン、およびある種の繊維に使用)
29	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF、HFC、HCFC)	意図的添加禁止	・EU規則(EC)No842/2006	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤
30	ペルフルオクタン酸(PFOA)とその塩およびそのエステル	意図的添加禁止かつ 部品中1000ppm以下	・ノルウェー規則 ・米国PFOA自主廃絶プログラム ・REACH(EC)No1907/2006	金属めっき、洗剤、消火剤
31	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm未満であること	・REACH規則(EC)No1907/2006 ANNEX XVII	錆止、離形剤、殺虫剤、殺菌剤、虫よけ剤、防腐剤、潤滑油、伸展油
32	塩素系有機洗浄剤	製造工程での使用禁止	・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・労働安全衛生法	洗浄、溶媒
33	塩化コバルトⅡ	乾燥剤での使用禁止	・PRTR法 ・REACH規則(EC)No1907/2006	湿度インジケータ
36	塩化リン酸エステル系難燃剤 トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファースト(TDCPP)	1000ppm未満	・米国内法(自治体法を含む)	
37	塩化リン酸エステル系難燃剤 トリス(2-クロロエチル)ホスファースト(TCEP)	1000ppm未満	・米国内法(自治体法を含む)	
38	塩化リン酸エステル系難燃剤 トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスファースト(TCPP)	1000ppm未満	・米国内法(自治体法を含む)	
39	デカブロモジフェニルエーテル	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法(TSCA)第6条	
40	フェノールイソプロピレートドフォスフェート(3:1)(リン酸トリス)	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法(TSCA)第6条	難燃剤
41	2,4,6-tris(tert-ブチル)フェノール	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法(TSCA)第6条	ゴム製品剛性率向上の添加剤
42	ヘキサクロロブタジエン	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法(TSCA)第6条	ゴム化合物を含む中間体
43	ペンタクロロチオフェノール	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法(TSCA)第6条	
44	炭素鎖C9~C14のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩	25ppb(0.025ppm)未満	・REACH規則(EC)No1907/2006 ANNEX XVII	
45	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質	意図的添加禁止	・REACH規則(EC)No1907/2006 高懸念物質(SVHC)	

・意図的添加とは品の機能や外観、製品をつくる上での加工性等、特性や品質を与える為に、意図的に対象の

化学物質やそれを含むものを加え、最終的に製品に残存することをいいます。

・含有濃度は、均質材料の質量を分母とした濃度とします。

・化合物の内容や適用除外項目については各規制を確認してください。